

和指第681号  
令和8年2月13日  
(2026年)

各介護職員等処遇改善加算算定対象事業者様

和歌山市長 尾花正啓  
(公印省略)

令和8年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について(通知)

平素は、本市の介護保険行政の推進につきまして、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、別添のとおり厚生労働省老健局老人保健課より令和8年2月10日付け事務連絡「令和8年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について」の通知がありました。

令和8年度の介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書(以下、「計画書」という。)について、通常であれば令和8年4月から各加算を算定する場合にあっては、令和8年2月末日までに提出を行うこととされていますが、令和8年4月又は5月から各加算を取得する場合は、計画書の提出期限が令和8年4月15日となる予定です。詳細は、別添の「介護保険最新情報 Vol.1469 令和8年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について」を確認ください。

計画書の様式や作成要領については、今後、厚生労働省より通知があり次第(2月下旬予定)、ホームページ等で改めてご案内いたします。その際は計画書作成のご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

また、本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人内の事業所には貴職から通知いただきますようよろしくお願いいたします。

添付書類

・介護保険最新情報 Vol.1469

令和8年2月10日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡

「令和8年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について」

ご参考：指導監査課ホームページ

・[介護職員等処遇改善加算等について | 和歌山市](https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1027655.html) (ページ番号：1027655)

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1027655.html>

和歌山市 健康局 保険医療部 指導監査課 介護事業所指定班 電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320
--

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

「令和8年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る

処遇改善計画書の提出期限について」

の送付について

計1枚（本紙を除く）

Vol.1469

令和8年2月10日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL :

・介護サービス事業所・施設向け：050-3733-0222

・自治体向け：03-5253-1111(内線 3949、3989)

FAX : 03-3595-4010

事 務 連 絡  
令 和 8 年 2 月 1 0 日

各 都道府県  
市区町村 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

令和8年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る  
処遇改善計画書の提出期限について

平素より厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施し、介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）の拡充を行うこととしました。

これを踏まえ、令和8年度の処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書等について、見直しを行うこととしています。令和8年6月以降分の処遇改善計画書も含め、見直し後の様式等については2月下旬を目処に案をお示しする予定です。

このため、処遇改善計画書については、通常、処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに提出することとしているところ、令和8年4月及び5月分を申請する事業者は、令和8年6月以降の申請に係る処遇改善計画とあわせて、令和8年4月15日までに提出することとする予定です。この際、これらの事業者に所属する令和8年6月に処遇改善加算が新設されるサービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援等）の介護サービス事業所（以下「加算新設事業所」という。）に係る処遇改善計画についてもあわせて提出することとする予定です。

ただし、加算新設事業所のみが所属する事業者など、令和8年4月及び5月分は申請しない事業者が、令和8年6月以降に処遇改善加算を申請する場合は、令和8年6月以降の申請に係る処遇改善計画書について、令和8年6月15日までに提出することとする予定です。

つきましては、各自治体におかれましては、管内の介護サービス事業所等に周知いただくとともに、処遇改善加算の申請受付について御対応いただきますようお願いいたします。